

2024 年度（2025 年 4 月実施）事例検討会（商法）

〔課題〕（標準解答時間：45 分）

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、その定款において譲渡による甲社の株式の取得について取締役会の承認を要する旨の定めがある取締役会設置会社である。甲社の取締役は、A、Bほか 3 名の計 5 名であり、AおよびBが代表取締役として選定されていた（Aが社長、Bが副社長）。

甲社の業績は、令和元年以降おもわしくなく、令和 6 年度末における分配可能額がわずかであったことから、従来行っていた期末の株主への剰余金の配当を取りやめる事態に陥っていた。

2. ところで、甲社においては、平成 29 年 6 月に開催された定時株主総会において、取締役の報酬の総額を年間 1 億円以内とすること、および、各取締役の具体的な報酬額の決定については、取締役会に一任する旨の決議がなされていた。また、上記株主総会の直後に開催された取締役会において、各取締役の報酬金額の決定を代表取締役である Aに一任することが決議されたが、その際、Aの決定について、恣意的になることを予防するような枠組みは設定されていなかった。Aは、自らの報酬額を月額 200 万円、Bほか 3 名の報酬額について月額各 100 万円とし、この額は、令和 4 年 6 月まで変わっていない。また、Aは、日頃から、取締役会において、給与等の個人情報を取締役会でオープンにすることはできないと述べていた。

3. Cは、甲社の株式を 1 万株保有する株主であるが、令和 4 年 5 月頃、自らが経営する会社の運営が不振に陥ったことから、運転資金をまかなうために、甲社に対して自己が保有する株式を買い取ってほしい旨を甲社に伝えた。これを受けて甲社では、Cから自己の株式を 1 株 6500 円で買い取る手続きを進めていたところ、従前から自らの保有株式数を増加させたいと思っていたAが、Cに対して、甲社よりも高値で買い取りたい旨を伝え、Cとしては、できるだけ高く買ってくれるのであれば、相手先は甲社でもAでもどちらでも構わない旨を伝えた。

4. そこで、Aは、令和 4 年 6 月 15 日に、Cから 1 株 7000 円で甲社株式を買い取った（この譲渡については、適法な手続にしたがって甲社によって承認された）。もっとも、Aは、上記の買取に際して、3000 万円しか準備できなかったことから、D銀行から 4000 万円を借入れ、令和 4 年 7 月以後、毎月 150 万円を D 銀行に返済することとなった。

5. Aは、令和 4 年 7 月以後、甲社からAに支払われる取締役の報酬額を、取締役会決議を経ることなく月額 350 万円に増額し、増額した分を上記借入金の返済に充てるようになった。なお、甲社からAに対する報酬の支払業務について、Aは、甲社の総務部の業務から外し、外部のE会計事務所を通して支払いを受けるようにすることによって、

甲社の従業員や甲社の他の取締役がAが受け取る報酬額について知られることがないようにしていた。令和4年7月以後に、取締役の報酬額について増額されたのはAのみであり、Bほか3名の取締役の報酬は従前と同じであった。

6. 令和6年6月中旬頃、Aは体調を壊して入院することになった（その時点でAが甲社から受け取った報酬の増額分〔以下「本件増額分」という。〕は合計で3600万円である）。その後、Bは、Aの業務の引き継ぎ等のためにE会計事務所とやりとりをする中で、上記3～5事実を知るにいたった。

〔設問〕

Bは、甲社を代表して、Aに対し、本件増額分について会社法上の損害賠償責任を追及しようと考えている。考えられるBの主張およびそれに対するAの反論を踏まえた上で、その当否について論じなさい。